

掛川市教育委員会告示第7号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成31年掛川市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

第12条第1項中「決定をしたとき」の次に「及び前条第2項の規定により承諾事項の変更又は取消しをしたとき」を加え、「掛川市放課後児童健全育成事業利用通知書（様式第6号）により」を削り、同条第2項を削る。

第14条第3項中「次に掲げる者である」の次に「と教育委員会が認定した」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第11条の規定は、前項の教育委員会の認定について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

実施施設		対象学区	定員
名称	所在地		
西山口小学童保育所	掛川市成滝110番地の1	西山口小学校	133人
第二小学童保育所	掛川市大池438番地の1	第二小学校	40人
第二小つくし学童保育所	掛川市大池504番地の1	第二小学校	60人
中央小学童保育所	掛川市下俣633番地	中央小学校	85人
土方小学童保育所	掛川市上土方322番地	土方小学校	30人
佐束小学童保育所	掛川市小貫1474番地	佐束小学校及び中小学校	25人
大坂小学童保育所	掛川市大坂5667番地	大坂小学校	55人
千浜小学童保育所	掛川市千浜5849番地	千浜小学校	50人

様式第 6 号及び様式第 7 号を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。